
第4次清川村総合計画 策定基本方針

令和4年4月
清川村政策推進課

— 目 次 —

1	総合計画策定の趣旨	・・・・・・・・ p 1
2	基本的な考え方	・・・・・・・・ p 1
3	総合計画の概要	・・・・・・・・ p 2
4	策定体制	・・・・・・・・ p 4
5	総合計画策定のスケジュール	・・・・・・・・ p 7

1 総合計画策定の趣旨

本村では、平成 26 年度（2014 年度）を初年度とし、10 年後の令和 5 年度（2023 年度）を目標年次とした「第 3 次清川村総合計画」（以下、「現行計画」という。）を策定し、諸施策を展開してきました。現在、「後期基本計画（令和元（2019）年度～令和 5（2023）年度）」に基づき、各施策分野における具体的な施策を展開しているところです。

しかし、本村を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、環境・エネルギー問題など取り組まなければならない課題が山積しているほか、急速に進展する情報通信技術の活用や激甚化する自然災害や疫病への対策、持続可能な開発目標（SDGs）への対応、村民の価値観やライフスタイルの変化など効率的な行財政運営を推進する中で新たな課題も生じています。

これらの状況を踏まえつつ、今後においても本村が持続ある発展を図るためには、中長期的な将来展望に立ち、地域資源、地域特性を最大限に活用しながら、村民との協働による村づくりを推進することが必要となります。

このような中、現行計画が令和 5 年度（2023 年度）をもって終了することから、時代の潮流を的確に捉え、村民の視点に立った、新たな時代に対応できる村づくりを総合的かつ計画的に推進するための本村の最上位計画として、新たな清川村総合計画を策定するものです。

2 基本的な考え方

（1）わかりやすい計画づくり

総合計画は、行政運営の目標を示すだけでなく、村づくりの主体である村民と行政の共通目標でなければなりません。そのため、村民の目線に立った、よりわかりやすい内容や表現に努めた計画づくりを進めます。

（2）村民参加による計画づくり

村づくりの目標となる総合計画は、村民と行政との共通理解と認識を持ち、基本構想を策定する必要があります。このため「村民主体」の村政運営を進めるため、村民参加の機会の確保に努めた計画づくりを進めます。

（3）自治基本条例との整合

自治基本条例は、本村の最高規範として位置づけられていることから、総合計画の策定にあたっては、自治基本条例の趣旨に配慮し、条例と計画の整合性を図りながら策定を進めます。

（4）健全財政の推進と実現性の確保

本村の財政状況は、財政計画に基づき計画的かつ健全な財政運営が図られています。しかし、少子高齢化や低調な経済活動は全国の地方財政にも多大な影響を

与えています。

このような状況から、計画の策定にあたっては、長期的な財政予測との整合を図り、経営管理の観点から行政資源を適正に管理・運用することで、計画の実現性を確保します。

(5) 現総合計画との連続性・個別分野計画との整合

村づくりを進めるための計画は、総合計画以外にも、各種施策や事業等を実現するために、中長期的な視点にたった個別計画等が策定されています。

これらの計画等も、多くの村民との協働により策定されたもので、こうした既存計画等との整合を図り、また、現総合計画との連続性に配慮しながら計画策定を進めます。

(6) 国・県の計画との整合、及び近隣自治体との連携

総合計画は、本村域を対象とした計画ですが、各種の法律等により本村を含む広域的な取組みや計画が国や県等において策定されています。

こうしたことから、国、県等の取組や計画との整合を図り、また、近隣自治体との連携に配慮した計画策定を進めます。

3 総合計画の概要

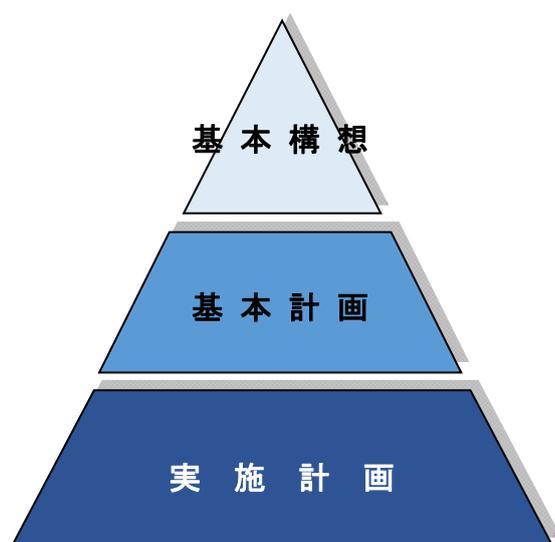
(1) 計画の名称

第4次清川村総合計画

(愛称、別称については、計画の策定過程において検討し決定します。)

(2) 計画の構成

「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層構造とします。



◆基本構想

長期的な展望に立ち、将来どのような村づくりをめざすのか、そのための基本的な指針を示します。

◆基本計画

基本構想の実現に向け、村づくりをどのように進めて行くのかの分野別の取組（施策）を示します。

◆実施計画

基本計画に位置づけられた取組みについて、具体的な事業を示します。

(3) 計画の内容及び期間

①基本構想

村の現状や課題及び可能性などを踏まえ、村づくりの基本理念、村の将来像を定め、その実現に向けた施策の基本的な方向性を示すものです。

長期的な展望に立って総合的かつ計画的な自治運営を行うための基本指針となるものです。

◆計画期間：令和6年度（2024年度）～令和15年度（2033年度）の10年間

②基本計画

基本構想に掲げた村の将来像を実現するための施策を具体化し、各分野にわたって取り組むべき基本的施策を総合的、体系的に示すものです。

社会経済情勢の変化等に対応するため、計画期間は、前期と後期に区分し、各5年の計画期間とします。

◆前期基本計画：令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）

◆後期基本計画：令和11年度（2029年度）～令和15年度（2033年度）

③実施計画

総合計画の実効性を確保し、基本計画に掲げる基本的施策を実現するための具体的な事務事業を示すもので、毎年度の予算編成の指針とします。

計画期間は、3年間とし、毎年度見直すローリング方式とします。

【第4次清川村総合計画の計画期間】

R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
第4次基本構想（10年間）									
前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				
実施計画（3年間）			毎年度ローリングにより見直し						

4 策定体制

第4次清川村総合計画を策定するための体制は、次のとおりとします。

(1) 清川村総合計画審議会

清川村総合計画審議会条例により設置する審議会では委員は村議会議員、行政委員会（農業委員会・教育委員会）の委員、知識経験を有する者、村内公共団体の代表者及び公募村民の13人以内で構成します。

審議会は、村長の諮問に応じ必要な事項の調査及び審議を行い、総合計画に関する答申を行います。

(2) 村民参画

総合計画の策定において幅広く村民の意見や提案を反映させるため、次のような手法により、広く村民の意見を聴取し、計画への村民参加に努めます。

①村づくりアンケート

村の施策について満足度や課題、村づくりへの意識を調査し、総合計画に村民の意見を反映させるため、高校生以上の村民1,000人を対象に村民意識調査を実施します。

②村づくりワークショップ

村づくりワークショップは20人以内の村民で設置し、村の将来像などについての意見交換を行います。

③村内中学生向けワークショップ

村立中学校に通う生徒を対象に、村長講話を行った後、ワークショップを開催し、次代を担うきよかわっ子との意見交換を行います。

④パブリックコメント

総合計画の基本構想案及び基本計画案を村ホームページ等に掲載し、村民からの意見を求めます。

(3) 庁内推進体制

総合計画は、村の最上位の計画であり、行政運営の根幹となることから、全庁的な策定体制を構築し、職員の創意を結集します。

①第4次清川村総合計画策定委員会

村長、副村長、教育長及び参事並びに各課局長で組織し、計画の策定に関して必要な事項を協議し、所要の調整及び推進を図り、庁内の意思決定機関として審

議を行います。

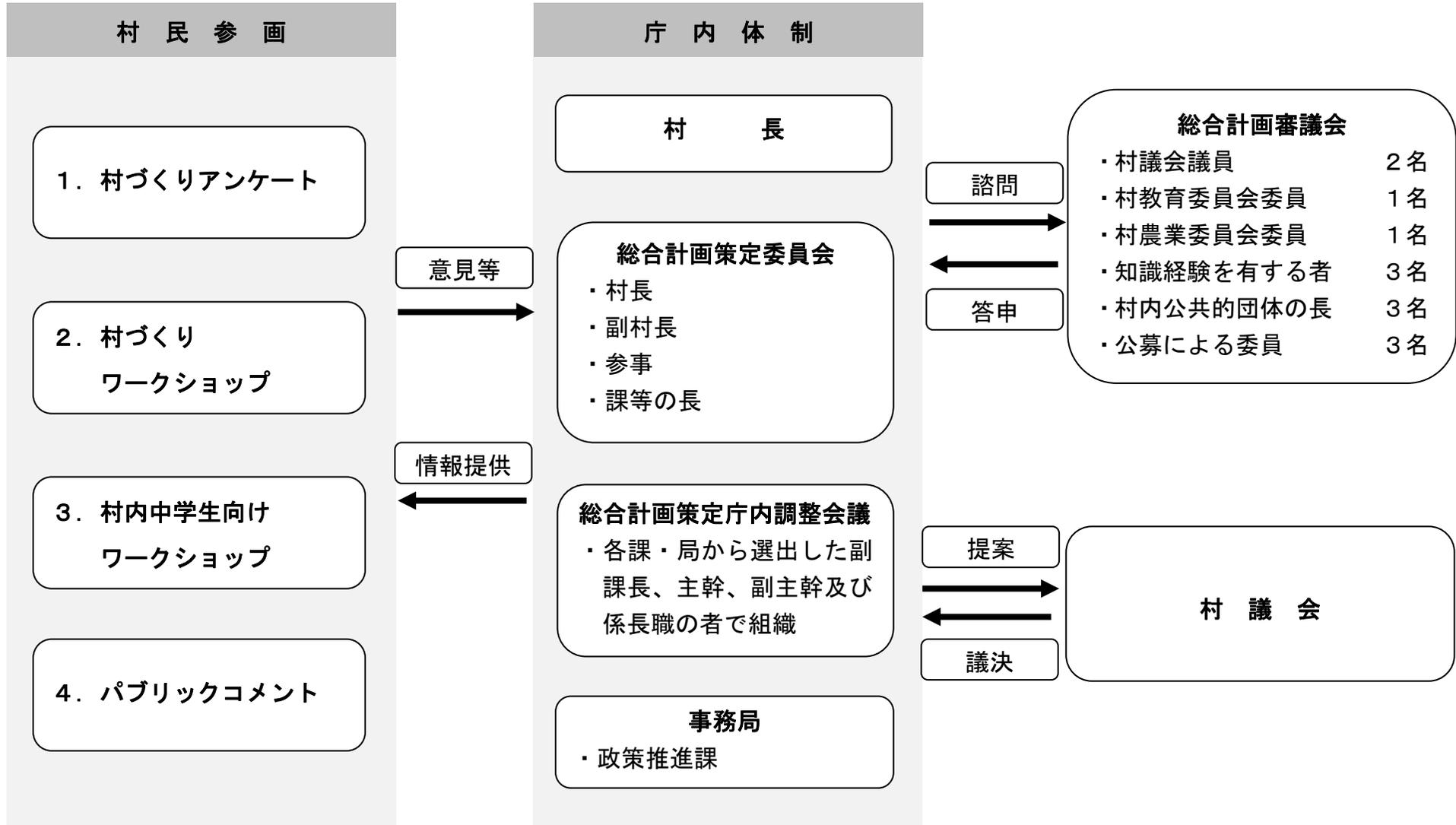
②第4次清川村総合計画策定庁内調整会議

各課局から選出した副課長、主幹、副主幹及び係長職の者で組織し、課内の調整を図りながら各施策を横断的に審議し、計画素案の検討・調整を行います。

③全職員

計画策定には職員すべてが一丸となって取り組む必要があり、職員一人ひとりが更なる村の発展に向け、積極的に計画策定に携わります。

第4次清川村総合計画策定体系



5 総合計画策定のスケジュール

第4次清川村総合計画は、基本構想を令和5年12月議会に提案するものとします。
また、実施計画は、基本構想、前期基本計画の原案が策定された後に策定をすることを目途とします。

【主な策定作業スケジュール】

年度		主 な 作 業 内 容
令和4年度	4～6月	≪策定基本方針等、庁内準備作業≫ ・策定基本方針の決定、コンサルティング業者の選定
	7～9月	≪村民アンケートの実施≫ ・アンケートの実施・集計
	10～12月	≪村づくりワークショップ・中学生向けワークショップの実施≫ ↑ ・参加者の公募 ↓ ・村づくりワークショップ（5回程度）、中学生向けワークショップ
	1～3月	≪各課ヒアリング≫ ・現行計画の実施状況、課題ヒアリング（2回程度）
令和5年度	4～6月	≪基本構想（素案）作成、審議会等≫ ↑ ・策定委員会、庁内調整会議の開催 ↓ ・策定委員会による素案づくり ・審議会の開催
	7～9月	≪各課ヒアリング≫ ≪基本構想（素案）の公表と意見募集≫ ・素案の公表とパブリックコメント
	10～12月	≪基本構想の議決・決定≫ ・基本構想の策定 ≪前期基本計画（素案）の作成、審議会≫ ・策定委員会等による素案づくり ・審議会の開催（2回程度）
	1～3月	≪前期基本計画（素案）の公表と意見募集≫ ・素案の公表とパブリックコメント ≪前期基本計画の決定≫ ・前期基本計画の策定 ≪計画書の印刷≫ ・印刷・製本、配布